

平成26年度大阪府私立高等学校等授業料減免制度について

大阪府府民文化部私学・大学課

大阪府の私立高等学校、中学校に在籍する生徒の学資負担者(大阪府内在住の方に限りま
す。)が、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難になった場
合、授業料の減免を受けることができます。

補助対象期間の授業料の全額が免除される場合

平成26年1月以降(平成26年度入学生で、平成25年度に私立学校に在籍していなかつた
方は平成25年4月以降)に勤務先の倒産、解雇(経営状況の悪化によるものに限る。)、
自営業の廃業(経営状況の悪化によるものに限る。)等により失職し、平成26年4月以
降も引き続き失職している場合

⇒ 申請様式のほか、「雇用保険受給資格者証」、「廃業届」等、失職とその理由を証
明する書類の写しと、児童生徒を扶養していることを証明する書類の写し等を、
学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

平成26年度の授業料の2分の1が免除される場合

次の2つをすべて満たす場合

- ・平成26年の総所得金額が前年の2分の1以下に減少していること
- ・平成25年の課税総所得金額が98万円に次の金額を加えた額を超えている場合であつて、平成26年の課税総所得金額(見込)が98万円に次の金額を加えた額以下となっていること

〔 0歳以上 16歳未満の扶養親族 1人あたり 330千円 〕
〔 16歳以上 19歳未満の扶養親族 1人あたり 120千円 〕

⇒ 申請様式のほか、「平成26年度市(町村)民税・府民税特別徴収税額の通知書」または「平成26年度市(町村)民税・府民税納税通知書」と、平成26年分源泉徴収票や、税理士等第三者による平成26年の所得見込みを証明する書類等を、学校が指定する期日までに学校に提出することが必要です。

減免申請の注意点

- ・この減免制度は、勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴う家計急変により授業料の納付が困難となった場合のみを対象としているため、病気、怪我等に伴って家計が急変した場合等は、対象となりません。
- ・過去、この制度により授業料の減免を受けたことがある方も、対象となりません。
- ・大阪府私立高等学校等授業料支援補助金と併せて受けることはできません。この減免制度と比較し、いずれか助成金額の多い制度のみ申請してください。

申請書は事務局にあります。対象となる方は事務局にご相談ください

申込締切 12月12日(金) 事務局提出